

千葉市ドローン関連事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千葉市が行うドローン（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第22項に規定する無人航空機及び市長がこれに類するものと認めるものをいう。以下同じ。）に関する各種取組の実施にあたり必要な事項を定め、市内のドローン関連産業の振興及び集積に寄与することを目的とする。

(事業内容)

第2条 前条の目的を達成するために千葉市が実施する事業は、当該各号に定めるところによる。

(1) 千葉市ドローン活用推進事業（社会課題型）

公共インフラの維持管理や有事の被災状況把握等、社会課題の解決を目的として、本市の業務にドローンを活用することを要件に民間事業者等へ委託発注し、効果の検証等を行う事業

(2) 千葉市ドローン活用推進事業

ア 人手不足、施設等の老朽化等の民間事業者が抱える課題に対し、ドローンを活用することによる業務効率化や省力化等に資する事業

イ ドローンを活用した観光コンテンツ創出や空間の新たな利用価値の普及、ドローンに対する社会受容性の向上のため、住民や来訪者等向けに体験又は見学が可能なサービスを提供する事業

ウ 上記に掲げるもののほか、ドローンの機体開発、実証実験等によりドローン産業の発展・振興に資する事業

(3) 千葉市無人航空機操縦者技能証明取得支援事業

ドローンを活用した業務改善や新たなコンテンツの創出等を新規で行う者に対し、当該業務の内製化を支援することを目的として、自社人材による一等又は二等無人航空機操縦士技能証明の取得を支援する事業

(4) 千葉市ドローンフィールド運営事業

ドローンの本体、関連部品及びソフトウェア並びにドローンを活用したサービス等の研究開発又は技術開発を目的とした実証実験を行う者に対し、本市のドローンフィールドの提供を行う事業

(5) ちばドローン実証ワンストップセンター運営事業

主に千葉市内においてドローン（水中・水上ドローン含む）の実証実験等を行う者に対し、必要な手続きに関する情報提供や関係機関等との調整、公有地等の提供等を行う事業

2 市長は、前項第1号から第3号まで及び第5号に規定する事業を行う者に対し、別に定めるところにより財政支援を行うものとする。

3 市長は、第1項第5号に規定する事業により技能証明を取得した者に対し、操縦技能の維持向上を図ることを目的に、操縦訓練を行う場所としてドローンフィールドを提供することができる。

4 市長は、第1項第1号から第3号までに規定する事業を活用する者に対し、地域住民及び関係機関等のステークホルダーとの協議及び調整等の支援を行うものとする。

(委任)

第3条 この要綱の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年7月8日から施行する。